

令和元年度 9 月 第 6 回 あま市農業委員会総会議事録

開 催 日 時 令和元年 9 月 2 7 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分 ～ 午前 1 0 時 3 5 分

開 催 場 所 あま市七宝産業会館 2 階 大会議室

出 席 者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	木村 治彦	出席	推 1	林 殷慶	出席
2	近藤 哲夫	出席	推 2	牛田 益治	出席
3	花木 実也	出席	推 3	山田 利之	欠席
4	近藤 美奈子	欠席	推 4	牛田 茂雄	出席
5	太田 功	欠席	推 5	伊藤 忠久	出席
6	平尾 正敏	出席	推 6	山内 専治	出席
7	鈴木 良法	出席	推 7	細川 幹夫	出席
8	小原 玲子	出席	推 8	桐山 正行	出席
9	小関 春男	出席	推 9	杉本 耕基	出席
1 0	田中 久義	出席			
1 1	三輪 光雄	出席			
1 2	森 俊明	出席			
1 3	小川 健一	出席			
1 4	後藤 政敏	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	原 健一	書記	大堀 俊和
農政事業監	富田 隆広		後藤 大輔
			早瀬 友洋

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 2 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第 6	議案第 2 4 号 農用地利用計画変更申出について
日程第 7	報告第 1 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 1 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	報告第 1 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議 長	(あいさつ) 本日の欠席者につきましては農業委員、4 番 近藤 美奈子委員、5 番 太田 功委員、推進委員、3 番 山田 利之委員です。 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は 1 2 人、推進委員の出席数は 8 人です。 定足数に達していますので、令和元年度 9 月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。 1 1 番 三輪 光雄 委員及び、1 2 番 森 俊明 委員を指名します。
議 長	日程第 2 「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。
議 長	日程第 3 議案第 2 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事 務 局	(説 明) 議案第 2 1 号 1 番につきまして説明いたします。 議案 2 ページをご覧ください。 参考資料は 1 ～ 4 ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、木田 申尾・西浦地内の田 3 筆で、田の所有権移転による経営拡大となっております。 持分移転となっております。
事 務 局 事 務 局	つづきまして 2 番につきまして説明いたします。 参考資料は 5 ～ 9 ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町遠島 上江越・大切戸地内の 5 筆で、田の所有権移転による経営開始となっております。

つづきまして3番につづきまして説明いたします。

参考資料は10～15ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町桂 東山・深田・六勺地内の4筆で田及び畑の所有権移転による経営開始となっております。

なお、番号2、3番につづきましては、新規就農ということで9月11日に会長、職務代理、平尾委員、林委員同席のもとヒアリングを実施しました。本人から説明を受け、許可要件は満たしていることは確認しております。

つづきまして4番につづきまして説明いたします。

参考資料は16～17ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町伊福 苗代地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして5番につづきまして説明いたします。

参考資料は18～19ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、古道 与六地内の2筆で畑の所有権移転で、贈与となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

なお、9月25日には太田委員と牛田委員と現地調査をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長 太田委員と牛田委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して牛田委員から現地の状況について、ご報告願います。

牛田委員 議案第21号につづきまして、太田委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。牛田委員 農地の耕作に関して特に問題はありませんでした。以上です。

議長 只今、事務局及び牛田委員から説明、報告がありました議案第21号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

	挙手全員です。 よって、議案第２１号「農地法第３条の規定による許可申請について」は承認されました。
議 長	日程第４ 議案第２２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事 務 局	（ 説 明 ） 議案第２２号１番につきまして説明いたします。 議案は３ページ、参考資料は２０～２２ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町桂 西塚 地内の畑２筆で資材置場への転用で、賃借権設定となっております。 譲受人はあま市で土木建築業を営んでおります。この度、あま市発注の公共下水道工事を受注し、資材置場用地として一時転用するものでございます。転用期間は令和２年２月末日となっております。 一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が４０％を超えている区域にある農地で、農地区分は第３種農地に区分されます。 第３種農地であるため転用の許可が見込めます。 どうぞよろしくお願いいたします。 つづきまして、２番につきまして説明いたします。 参考資料は２３～２５ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町沖之島 宮前 地内の畑で、一般個人住宅への転用で、所有権移転となっております。
事 務 局	申請者の居宅が、県道名古屋津島線の拡幅計画により用地買収にかかったため、近隣で土地を探し、住宅を建設するものとなっております。 一般基準も満たしており、立地基準においては、水道、ガス管が埋設されており、おおむね５００ｍ以内に２つ以上の医療施設がある区域にある農地で、農地区分は、第３種農地に区分されます。 第３種農地であるため転用の許可が見込めます。 どうぞよろしくお願いいたします。 つづきまして、３番につきまして説明いたします。 参考資料は２６～２８ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町伊福 猿楽 地内の田で、資材置場への転用で、所有権移転となっております。

申請者は、申請地の隣接地で建設機械のレンタル業を営んでおります。
資材置場として隣地を一体利用する計画となっております。
こちらは、もともと農地転用の許可申請を出しておりましたが、申請途中に
土地所有者が死亡してしまったため、一度取り下げている経緯がございます。
今回、相続財産管理人がついたことにより、改めて申請するものでござい
ます。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の
農地で、農地区分は、第1種農地に区分されます。

既存施設の拡張のため、転用の許可が見込めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、4番につづきまして説明いたします。

参考資料は29～31ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町下田 堂中 地内
の畑で、診療所への転用で、所有権移転となっております。

申請者は三重県名張市で医療法人を営んでおります。
新しい小児科を開院する計画が立ち上がり、いくつかの土地を検討した結果
今回の申請地となりました。

そのため、本申請地を転用し、小児科医院敷地を確保することです。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水道、ガス管が埋設され
ており、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設がある区域にある
農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地であるため、転用の許可が見込めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、5番につづきまして説明いたします。

参考資料は32～34ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、石作 阿弥陀寺 地内の
田で、資材置場及び駐車場への転用で、所有権移転となっております。

申請者は、あま市内で一般貨物流通業を営んでおります。

申請地に隣接する施設は本年8月に開設したばかりではございますが、計
画時より取扱い荷物が増加したことによる敷地の拡張でございます。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の
農地で、農地区分は甲種農地に区分されます。

既存敷地の拡張のため転用の許可が見込めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

こちらにつづきましては、9月24日に海部農林水産事務所と現地確認を

	させていただきます。 また、９月２５日には太田委員と牛田委員と現地調査をさせていただきます。
議 長	太田委員と牛田委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して牛田委員から現地の状況について、ご報告願います。
牛 田 委 員	議案第２２号につきまして、太田委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。転用に関して特に問題はありませんでした。以上です。
議 長	只今、事務局及び牛田委員から説明、報告がありました議案第２２号について、何かご質問等はございますか。
議 長	ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第２２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。
議 長	よって議案第２２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」は承認されました。
議 長	日程第５ 議案第２３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事 務 局	（ 説 明 ） 議案第２３号１番につきまして説明いたします。 議案は４ページ、参考資料は３５ページをご覧ください。 相続者・被相続人は議案の通り。特例農地は議案の通り１筆で、面積合計は９９１㎡となっております。 ９月２５日に太田委員と牛田委員とで現地確認を行いました。稲が作付されており、特に問題はございませんでした。 よろしくお願いいたします。
議 長	太田委員と牛田委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して牛田委員から現地の状況について、ご報告願います。
牛 田 委 員	議案第２３号につきまして、太田委員、私と事務局で申請のあった農地

について現地確認を行いました、作付に関して特に問題はありませんでした。以上です。

議 長 只今、事務局及び牛田委員から説明、報告がありました議案第 2 3 号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 2 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第 2 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」は承認されました。

議 長 日程第 6 議案第 2 4 号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。

事務局から説明させます。

事 務 局 (説 明)

議案第 2 4 号 1 番につきまして説明いたします。

議案は 5 ページ、参考資料は 3 6 ～ 4 3 ページをご覧ください。

申出者は議案の通りで申請地は七宝町伊福 十七 地内の田及び用悪水路 2 3 筆です。

申請者の西濃運輸株式会社は岐阜県大垣市に本社を構える物流会社です。今回の除外の目的は、老朽化が激しい名古屋西支店の代替えとして、本申請地に新施設を建設し、機能をすべて移転する予定です。

汚水につきましては、浄化槽を経て、東側既設水路へ排水します。設置する浄化槽は合併浄化槽で 2 6 5 人槽を予定しております。

雨水につきましては、水田を開発することによる影響を考慮して申請地内に地下式雨水貯留槽を 3 か所設置します。敷地内に降った雨水は集水枡から油水分離槽を経てこの貯留槽に集水し、既設排水路へ排水しますので、周辺農地の営農に支障を生ずる恐れは無いものと見込まれます。

申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在は生じないと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

2 番につきまして説明いたします。

参考資料は 4 4 ～ 4 6 ページをご覧ください。

申出者は議案の通りで申請地は七宝町伊福 蓮池 地内の田です。

	生活環境変化に伴い手狭になったため、分家住宅を建設するものとなっております。 土地の所有者は、申出者の父にあたり、自宅以外の所有地の中から検討した結果、本申請地となっております。 なお申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。 どうぞよろしくお願いいたします。 3 番につきまして説明いたします。 参考資料は 4 7 ～ 4 9 ページをご覧ください。 申出者は議案の通りで申請地は二ツ寺 上長 地内の田 3 筆です。 申請者は一般廃棄物収集運搬業を営んでおります。 受注量の増加により不足している資材置場と駐車スペースを確保するための転用となっております。 なお申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。 どうぞよろしくお願いいたします。 4 番につきまして説明いたします。 参考資料は 5 0 ～ 5 2 ページをご覧ください。 申出者は議案の通りで申請地は七宝町伊福 江向 地内の田 2 筆です。 申請者は福祉車両の販売、賃貸事業を営んでおります。 多様化するレンタルニーズに対応するため、保有する車両の保管場所を確保するための転用となっております。 なお申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。 どうぞよろしくお願いいたします。 こちらにつきましては、9 月 2 4 日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。 また、9 月 2 5 日には太田委員と牛田委員と現地調査をさせていただいております。
事 務 局	
議 長	太田委員と牛田委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して牛田委員から現地の状況について、ご報告願います。
牛 田 委 員	議案第 2 4 号につきまして、太田委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。転用に関して特に問題はありません。

	した。以上です。
議 長	只今、事務局及び牛田委員から説明、報告がありました議案第２４号について、何かご質問等はございますか。
議 長	ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第２４号「農用地利用計画変更申出について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって議案第２４号「農用地利用計画変更申出について」は承認されました。
議 長	日程第７ 報告第１５号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出について」、報告第１６号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」、報告第１７号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を事務局から報告させます。
事 務 局	（ 報 告 ）
議 長	只今、事務局から報告がありました、報告第１５号から報告第１７号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。 ご質問もないようですので、質疑を終了します。 以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。 よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。 （ 異議なしの声あり ）
議 長	異議なしと認めます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。 長時間にわたりご苦勞様でした。 次回の農業委員会でございますが、１０月３１日（木）午前１０時からです。 よろしくお願いいたします。 最後にその他ということで、事務局からお願いします。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 近藤 哲夫

署 名 委 員 三輪 光雄

署 名 委 員 森 俊明